練馬区自殺対策計画体系図

資料２

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【基本方針】

1 関連施策の連携を強化する

2 区民・地域の理解を広げる

3 生きることの包括的な支援として推進する

4 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

【施　策】 ／ 【施策の取組】

基本施策

地域におけるネットワークの強化
1 関係機関等の連携体制の構築
2 各種相談窓口の連携

自殺対策を支える人材育成
1 関係機関、関係職種を対象とした研修
2 区民を対象とした研修

区民への啓発と周知
1 リーフレット等の作成と活用
2 区民向けの講演会やキャンペーン等の開催
3 多様な媒体を活用した啓発（区報、ホームページ、SNS）
4 こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化

生きることの促進要因への支援
1 地域における居場所づくり
2 自殺未遂者への支援
3 遺された人への支援

重点施策

高齢者の地域包括ケアシステムの確立
1 包括的な相談支援体制の確立
2 ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援
3 高齢者の社会参加の促進

生活困窮者への支援
1 支援につながっていない人を必要な支援につなぐための連携
2 「生きることの包括的な支援」の強化
3 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

子どもと子育て家庭への支援
1 いじめ防止対策の強化
2 児童虐待防止の強化
3 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供
4 児童生徒の SOS の出し方教育の実施
5 身近な大人への支援体制の強化

若者への支援
1 若者が相談できる場の提供と周知
2 若者への支援体制の強化
3 若年女性への支援と居場所づくり
4 青少年の活動と交流の場の提供

女性への支援
1 妊産婦への支援
2 子育て期の支援
3 若年女性への支援
4 男女共同参画センター相談事業
5 自殺未遂者への支援

生きる支援の関連施策